

海にて今下田町と云あたりは皆海中なりしと聞ゆれば能

大津の稱に協ひ此所に大津と云地名あるも舊稱の遺存にて其大津に往通ふ處なるより大津往と云地名起り此所鎮坐の神なれば彼伊賀牟比賣命、笠原比賣命などの例と同く大津往比賣と稱へ奉りしと思はるれば也然るを豆志に云大津往命神社、手名大津往は古昔此邊の小地名なるべし亦王子宮とも云三島の林と相對して三島神の御子ならむとあれど思合する證も無耳ならず此社もと竹麻神社の舊社地より遷し祀れる由なるが竹麻神社三座坐すが上に亦大津往ノ命神社の並て有べくも非ず亦王子とあれば男神なる事論無きに神階帳におほつみ姫の明神と有に協はざれば從ひがたしとみえたるを一説に同郡妻良村三島神社二座の一座なるべし既に先輩の考説もある如く當社の舊

祠なる事論なく式社攷證には阿米都加多比咩命神社なるべしと論へる如く所由あるが加多比咩ノ命は同郡

下小野村允當と聞ゆるに就て考るに大津往の稱に適へる

該地の形象なるは此姫神より外に適當の神社なれば彌

疑あるべからずとありて何れ共決めがたし猶よく考べし

波治神社、稱波治加麻明神

祭神 波治神 社格（無格社）

祭日

波治神社、稱波治加麻明神

祭神 波治神 社格（無格社）

祭日

もおさめいはかはの轉訛ならむも知べからずさて神階帳にみこと有て大社の御子神と聞ゆれば布佐乎宜命は同殿に坐す若宮神なるべく思はるゝが三島大神は父神に坐す縁を以て合祀たるものなるべし亦同郡篠場村上佐が野と云に三島明神と云あり豆志に古祠也大永七年の文小川三島大明神と誌す云々とありてさが野と云ひ小川と云稱呼のおさかいはかはと有に通ひて聞ゆるは所由あるに似たりとみえたるは何れも神名の地名に似通ひたるより云る説にて明證なれば今決めがたし

佐佐原比咩命神社、稱姬宮神社

祭神 佐々原比咩命 社格 村社

祭日 十一月十五日

竹麻神社二座

祭神 三島大神、稱月間明神（明細報に手石村月間神社あり）

所在（賀茂郡下河津村大字笠原）篠原村宮地

祭日 九月十七日十一月中酉日

阿波畔命、稱三島神社

物忌奈命、稱若宮八幡

社格 郷社手石雜社吉佐美（郷社）

所在（賀茂郡竹麻村大字手石）美村添村

### 所在（伊豆國大島泉津村字大澤） 大島泉津村

今按式社考證に秋山草が海島志にもはやく按神名帳波治神社あり此神ならむかと云り古老の口碑に波布大后的第二の御子神也と傳へたるは三宅記に所謂二郎王子すない所とある神と聞えて能適へり斯て古き上棟文に波治籠明神或は八ヶ間明神など有によりて考るに神名の波治は例の地名より稱へし事的然今稱の波治籠は神社の山間に有るより起たるにて波治之間の意なるべし此地に連りて聳立る一高峯あるを波治の尾と云も舊稱の存れると聞ゆれば也と云る據とすべしかれば此波治神は三島大神の後波布比賣命に娶て生坐る第二の御子神也

布佐乎宜神社

祭神 祭日 社格 所在

今按式社考證に逆川村三島明神ならむか此社は豆志に云三島明神（逆川）若宮を配祀す其祭式三島本社と同じ神階帳におさめいはかはのみこと。と有則比布佐乎宜命なるか布佐乎宜は例の地名と思はるゝに既くおさめいはかはと稱したるより然は唱へたると聞ゆるを今此村中に天川小石川と云有は舊稱の遺存と思はるれば也亦村名の佐加佐川

今按式社考證に逆川村三島明神ならむか此社は豆志に云三島明神（逆川）若宮を配祀す其祭式三島本社と同じ神階帳におさめいはかはのみこと。と有則比布佐乎宜命なるか布佐乎宜は例の地名と思はるゝに既くおさめいはかはと稱したるより然は唱へたると聞ゆるを今此村中に天川小石川と云有は舊稱の遺存と思はるれば也亦村名の佐加佐川

今按式社考證淡村月間の地鎮座今は各所に分祀す竹間は和名抄に所載賀茂郡月間郷神階帳に所謂月間地の稱なるが淡手石二村の北二十許町吉佐美青市田牛王村の境界に接したる所に有て古くは海濱此邊迄至り嶽内甚廣く船舶輻輳の所と聞えたるを後に此海口悉陸地と成り人居な東南の岸に遷し村里の區分起りしより總鎮守とある竹麻神社三座を各所に遷祀ることと成て今の如く髪飾しく成たるなれば社地の沿革とに留意せずば有可らず其一座手石村廟座月間明神と稱す神階帳に所載月間の明神是也（未定）豆志の部に云月間明神手石淡青市舊一村也今仍三村の鎮守なり淡村に月間の地名存す古額に正一位參島大明神と刻す社傳に往古神津島より遷坐と傳へたるは既く竹麻神社三座は三島大神と阿波畔命物忌奈命なるべく思想せ有るも神階帳に所載賀茂郡内地二十一座の内月間明神と云稱あるを思ふに三座の第一の神にして三島大神なる事論ひ無し其一座は吉佐美村鎮座三島明神と稱す此事月間の地に接して同郷中なりしが村里の分れたる時遷祀たるなり村稱の吉佐美は后宮の省略にて竹麻神社三座の内第一座に當り給ふ后神を遷祀たるより起りたる稱呼なる事論ひ無し其一座は吉佐美村鎮座三島明神と稱す此事月間の地に接して同郷中なりしが村里の分れたる時遷祀たるなり村稱の吉佐美は后宮の省略にて竹麻神社三座を三座と數ふるに此神則十七番目に當れるは彼在廳の奉幣の第十七に當る神也と云傳のありしを其儘記された